



事務局だより 令和7年1月号

謹んで新春のお慶び申し上げます

本年も皆様にとってよい年になりますようにご祈念申し上げます

事務局一同

～フリーランス法について～

「特定受託事業に係る取引の適正化に関する法律」(フリーランス法)が令和6年11月から施行されています。

この法律の施行に伴い、センターは会員に対して就業前に「就業条件の明示」が必須となり、書面もしくは電磁的方法(Smile to Smile など)で「業務内容」「報酬の額」「支払期日」等を明示することとなります。なお「就業条件の明示」につきましては、令和6年11月1日より、新たに就業を開始した会員が対象になりますので、それ以前から就業を開始されている会員の方は今回の対象にはなりません。今回対象になっていない企業や公共で働いている方は、来年度更新の際に改めて明示させていただきます。

また、実施にあたり業務の煩雑さや経費増大が懸念されることから就業条件の明示方法の運用などについてセンターの事務処理システムと会員のスマホの専用サイトをインターネットで接続してペーパーレス(紙を発行しない)での対応を可能とするため、積極的に「Smile to Smile」の活用をお願いします。県内のセンターの中でも、毎月郵送される配分金明細書などが廃止される場所も出てきています。当センターもペーパーレス(紙を発行しない)の方向で現在調整しています。この就業条件の明示に関して不明な点がありましたら各担当者にお尋ねください。また亀山市シルバー人材センターホームページにも詳しい内容がありますのでご確認ください。

※亀山市シルバー人材センター⇒会員⇒フリーランス新法とSmile to Smile 活用について
クリックしてください。また下記のQRコード読み取りからも閲覧できます。

公益社団法人
亀山市シルバー人材センター

☎ 0595-82-8512

窓口(TEL) 対応時間：平日 8:30～17:00 休日：土日 祝祭日 年末年始

トップ センターのご紹介 お仕事をしたい方 新規会員登録中 お仕事を頼みたい方 (サービス紹介) **会員のお知らせ** 情報公開

会員のお知らせ

事務局からのお知らせ ▶

事務局だより ▶

広報誌(微笑み) ▶

亀山QOL支援事業 ▶

フリーランス法と Smile to Smileの活用について

フリーランス法について

背景と目的

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(このサイトでは「フリーランス法」といふ。以下、フリーランスとして働く人々が安心して仕事ができる環境を整えるために制定されました。具体的には、フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引を適正化し、就業環境を整備することを目的としています。

適用対象



～地域懇談会での主な質問・要望等(一部抜粋)について～

Q: 要望事項として広報委員会に対して、今後センターとしてスマホの活用を訴えられていて、昨年度はスマホ教室が開催され非常に良かった。今後もスマホ教室の開催を希望します。

A: 広報委員会より、4年、5年度とスマホ教室を開催して多くの方に参加いただいたが、徐々に参加者も減少してきたため、6年度は計画していないが、あらためてこのような声があるなら委員会で検討したい。

Q: 会員間において交流の場が少ないため、ほとんどの会員の方が分からない現状であり、交流を深めるためにはサークル活動等の推進をしていく必要があるのではないかと。

A: 以前は会員数も多く、親睦会や様々なサークル活動があったと聞いている。現在は一部のサークルのみとなっているが、会員交流を図る上でもサークル活動の推進は大切であり、是非とも会員皆さんでサークル活動を増やしていただきたいと思っております。

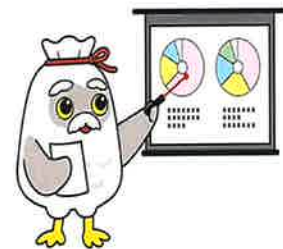
Q: パッカー車の取り扱いについてセンターに専門知識がある方はいるのか。

A: 現在センターではパッカー車に係わる専門知識がある者はいない状況です。パッカー車を大事に長く使用していくためにも運転操作講習を7年度に予定している。また運転中、異音や異臭など異常を感じた場合は、速やかに事務局に連絡をいただきたい。

～今年も新会員のご紹介よろしく願います～

※一斉入会説明会日 入会説明会開催日(事務局2階会議室)

1月	8日(終了) 15日(水)
2月	5日(水) 19日(水)
3月	5日(水) 19日(水)



※説明会開始時間 10時(10分前までにお越しください)

※WEB入会でも可能ですので、ぜひ入会促進をお願いします。

～サークル募集について～

センターでは、会員でつくるサークルの活動を支援します。「趣味の輪を広げたい」「仲間づくりがしたい」という会員さん、仲間を集めてサークルをつくってみませんか。ご連絡は事務局まで。

発行者: 亀山市シルバー人材センター事務局

電話番号 0595-82-8512